第三者行為(交通事故)での提出書類

- 1 役場でお渡しする書類(一式)
 - (1) 第三者行為(交通事故)による被害届【被害者側が記載】
 - (2) 事故発生状況報告書【被害者側・加害者側のどちらが記載してもよいが、事実に基づき公正に作成すること】
 - (3) 誓約書(加害者側)【加害者側が記載】
 - (4) 念書(被害者側)【被害者側が記載】
- 2 その他そろえなければならない書類
 - (1) 交通事故証明書(自動車安全運転センターで発行、コピー可)
 - (2) 自動車損害賠償責任保険証書(加害者車両の自賠責保険のコピー)
 - (3) 任意保険証書(加害者車両の任意保険のコピー)
 - 以上の書類を、それぞれ記載、又は取りそろえて提出して下さい。

(1の書類は、すぐに記載して提出して下さい。)

分からない点などありましたら、

保険会社、または山田町役場 国保介護課 国民健康保険係 (電話番号 0193-82-3111代) 内線 132) までお問合せ下さい。